

函館市内に工場等を新設・増設する際に増加した雇用者数に応じて投資額の最大30%が助成されます。

◇ 補助金 ◇

補助 類型	対象施設	対象業種	対象地区	補助要件・ 投資額・雇用増	助成内容			
					助成額 [()内は新設の場合]	限度額	通算限度額	
① ② ③ ④ ⑤	工場 試験研究施設 特定事業所 国際物流関連施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・自然科学研究所 ・ソフトウェア業 ・データセンター事業 ・コールセンター業 ・国際物流関連事業 ・情報処理・提供サービス業 ・ポータルサイト・サーバ運営業 ・アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ ・インターネット利用サポート業 ・デザイン業 ・植物工場 	函館 臨空工業団地	2,500万円以上 (土地を含む) 5人以上	5人 ～9人	投資額の10%	2億円	1社あたり 5年間で 5億円
			函館 テクノパーク		10人 ～29人	投資額の15%		
					30人 ～49人	投資額の20%		
					50人～	投資額の25%		
			函館港港町ふ頭 港湾関連用地	1億円以上 (土地を含む) 0～4人	投資額の5%			
⑥ ⑦ ⑧ ⑨	特定事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンター事業 ・コールセンター業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・ポータルサイト・サーバ運営業 ・アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ ・インターネット利用サポート業 ・デザイン業 	上記の地区 以外の市内	2,500万円以上 (土地を含まない) 5人以上	5人 ～9人	投資額の5% (10%)	5,000万円	—
			市内全域		10人 ～29人	投資額の7.5% (15%)		
					30人 ～49人	投資額の10% (20%)		
					50人～	投資額の12.5% (25%)		
1億円以上 (土地を含まない) 0～4人	投資額の2.5%							
⑥ ⑦ ⑧ ⑨	特定事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンター事業 ・コールセンター業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・ポータルサイト・サーバ運営業 ・アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ ・インターネット利用サポート業 ・デザイン業 	市内全域	5人以上 新設のみ	1年あたり 雇用増1人に対し 30万円(～100人) 20万円(101～200人)		500万円	1社あたり 5年間で 2億円
					1年間(12月間) オフィス賃料の50% (※)			
					3人以上 新設または増設	1年あたり 雇用増1人に対し 50万円(5年間)		
5年間(60月間) オフィス賃料の50% (※)								

◎補助類型⑥と⑦または⑧と⑨は併給できます。

※市のインキュベーション施設(産業支援センター、臨海研究所、国際水産・海洋総合研究センター等)は除く。

本社が市外にある企業：新設で雇用増が5人以上の場合

◇ 補助金 ◇

補助 類型	対象施設	対象業種	対象地区	補助要件・ 投資額・雇用増	助成内容			
					助成額	限度額	通算限度額	
① ③ (新設)	工場 試験研究施設 特定事業所 国際物流関連施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・自然科学研究所 ・ソフトウェア業 ・データセンター事業 ・コールセンター業 ・国際物流関連事業 ・情報処理・提供サービス業 ・ポータルサイト・サーバ運営業 ・アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ ・インターネット利用サポート業 ・デザイン業 ・植物工場 	函館 臨空工業団地	2,500万円以上 (土地を含む) 5人以上	5人 ～9人	投資額の15%	3億円	1社あたり 5年間で 5億円
			函館 テクノパーク		10人 ～29人	投資額の20%		
					30人 ～49人	投資額の25%		
					50人～	投資額の30%		
			函館港港町ふ頭 港湾関連用地	2,500万円以上 (土地を含まない) 5人以上	5人 ～9人	投資額の15%		
上記の地区 以外の市内	10人 ～29人	投資額の20%						
	30人 ～49人	投資額の25%						
	50人～	投資額の30%						

1. 函館市企業立地促進条例補助金の概要

事業者が函館市内に工場等を新設・増設する際に、新たに雇用する常用雇用者数に応じて、設備投資額の最大30%を助成します。

対象施設

- ①製造業などの工場等 ②研究開発などを行う試験研究施設
- ③事業活動の支援サービスなどを行う特定事業所
- ④保税上屋・保税倉庫などの国際物流関連施設等
- ⑤ソフトウェア業などのIT企業 ⑥データセンター・コールセンター等
- ⑦デザイン業 ⑧植物工場

対象設備等

工場等の新設・増設のために直接使用されるもののほか、工場等の内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設などで、固定資産台帳に搭載される設備等が対象となります。

- ・建物及びその附属設備 ・構築物 ・機械及び装置 ・船舶
- ・車両及び運搬具 ・工具・器具及び備品 ・ソフトウェア
- ・土地購入費（函館市の工業団地を購入した場合）

対象雇用者

事業者が新たに雇用する従業員のうち、次の要件を満たす常用雇用者

- ①雇用期間の定めのない者 ②雇用保険の被保険者であること
- ③健康保険の被保険者であること ④厚生年金保険の被保険者であること

補助要件

設備投資額：2,500万円以上

（函館市の工業団地を購入した場合は、土地購入費を含む。）

雇用増：5人以上

（雇用増が5人未満であっても、設備投資額が1億円を超える場合は補助対象となります。）

IT企業への助成制度

- ①助成対象業種：ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業など
- ②助成対象：雇用増3人以上、新設・増設
- ③助成内容：雇用増1人あたり**50万円**、オフィス賃料の**50%** 助成期間：5年間

2. 工業団地の無償貸付

対象工業団地：函館臨空工業団地、函館テクノパーク

対象企業：函館市外から進出する企業のうち市長が認める者

貸付料：貸付開始から**10年間無償**

その他：貸付期間満了後には、次のいずれかを選択できます。

- ①有償の貸付制度（10年間）に移行 ②当該貸付用地を買い取り

3. 税制優遇制度

固定資産税の課税免除について

先端設備等導入に関する固定資産税（償却資産）の特例措置について

中小企業等経営強化法に基づき先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が、一定の要件を満たした新規取得設備について、**固定資産税（償却資産）の課税標準額を3年間1/2（※）に軽減。**

対象設備：機械装置、工具、器具備品、建物附属設備

※要件によって特例を受けられる期間や軽減の割合が変わります。詳細についてはお問い合わせください。

お問合せ先：函館市経済部工業振興課

TEL：0138-21-3316 E-mail：kougyou1@city.hakodate.hokkaido.jp